

日行連発第1563号
令和4年2月1日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

建設キャリアアップシステム代行申請における
行政書士の事業者登録方法について（周知）

令和3年11月17日付・日行連発第1141号にてお知らせしたとおり、令和4年2月より、行政書士に建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の代行申請が認められますが、行政書士が代行申請を行う場合、CCUS事業者登録が必要となります。

このたび、一般財団法人建設業振興基金（以下「建設業振興基金」という。）と、事業者登録申請を行う際の留意点について、別添1のとおり調整いたしましたので、ご案内いたします。CCUS事業者登録を行う際は、別添資料及びCCUSホームページ等をご参照くださいますようお願いいたします。

なお、事業者登録申請を行った行政書士は、建設業振興基金主催のオンライン講習を受講することが可能で、講習終了者は「CCUS登録行政書士」として建設業振興基金のホームページに連絡先等のリストが掲載されます。オンライン講習も含めた申込全体の流れにつきましては、別添2をご確認ください。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知に御協力くださいますようお願いいたします。

【別添】

- 1 行政書士の事業者登録方法について
- 2 CCUS登録行政書士申込み手順
- 3 チラシ「行政書士のCCUS事業者登録が可能になりました」

※別添1、2、3ともに建設業振興基金作成

以 上